

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	下東条地区 (住吉町 下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 29 日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農地の総面積は33haであり、大部分は基盤整備が完了している。

・個人農家数が44戸で、農業従事者の6割以上が65才以上と営農における高齢化が進んでおり、今後、更なる農業従事者の高齢化が予想される。地域内を生産拠点の1つとして営農活動をする認定農業者が1名おり、すでに、一部の農地が当該農業者に集約されている。

・地区内には集落営農組織である「住吉町下部営農組合」が、約3haの農地を引き受けており、地域営農の担い手として、今後もその活躍が期待されている。

・農家の規模別では、1ha以上3ha未満が12戸、0.5ha以上1ha未満が11戸、残りは全て0.5ha未満となる。他の地域と比べて1ha規模以上となる大規模農家が数が多い。

・生産作物については、主に水稻がつくられている。

・農業者における将来の営農意向では、4割が「現状維持」、3割が「縮小又は廃業」、3割が「未定」となった。「拡大」を希望する者は1名に留まった。10年後の地域農業については、多数の者が「更なる高齢化」、「担い手不足」や「耕作放棄地の増加」を深刻な問題として認識しており、その解決策として、実効性のある農地流動化への取組が課題となっている。

・今後予想される営農縮小や離農等に伴う遊休農地の受け手としては、地域内で集落営農組織への期待が極めて高く、今後、引受農地の拡大に適した組織体制づくりが重要となる。また、新規就農者が地域に参入してくることも高く期待されており、地域における営農活動の定着までの支援が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現状の営農を維持していくものとするが、離農や遊休農地の発生にあわせ、集落営農組織などを中心に農地の流動化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。

・農地集積にあたっては、農地バンクを活用する。

・栽培作物については、水稻を中心とした地域営農を今後も展開していく。

・新規就農者がある場合、新たな地域営農の担い手として当該地域での定着を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある未整備農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・現状の営農を維持していくものとするが、離農や遊休農地の発生にあわせ、集落営農組織などへの農地の集積を進める。 ・農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・新たな基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し、適正に管理していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者がある場合、新たな地域営農の担い手として当該地域での定着を図る。 ・新たな担い手農家の育成については、地域と連携しながら、当該担い手農家の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシン等の鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を計画的に設置するとともに、適切に点検・管理を行う。 ③地域営農の中心担い手となる集落営農組織や認定農業者などについて、ICTを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を行う。新規就農者など新たな担い手農家の確保・育成にあたっては、当該地域での営農の定着と経営基盤強化を図るため、必要となる土地利用調整や営農関係者との連携体制づくりを行う。 ⑦土地改良施設の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。				